

男 川 浄 水 場 更 新 事 業

入札説明書別添資料 2 落札者決定基準

平成 24 年 4 月 6 日

岡崎市水道局

— 目 次 —

1	総則	1
	(1) 落札者決定基準の位置づけ	1
	(2) 民間事業者の選定方法	1
2	審査の手順	1
	(1) 資格審査	1
	(2) 事業提案審査	1
	(3) 落札者の決定	2
3	事業提案審査	4
	(1) 基礎審査	4
	(2) 加点審査	5
	(3) 総合評価と最優秀提案者の選定	11
4	落札者の決定	11

1 総則

(1) 落札者決定基準の位置づけ

本落札者決定基準は、岡崎市（以下「本市」という。）が、「男川浄水場更新事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者を募集及び選定するに当たって、最優秀提案を選定するための方法、評価基準等を示したものである。

なお、本落札者決定基準において使用する用語は、入札説明書に基づく。

(2) 民間事業者の選定方法

ア 基本的な考え方

男川浄水場は、本市の給水量の約半分を賄う基幹浄水場であり、本市の水道水の安定供給にとって極めて重要な施設である。本事業においては、設計、建設、維持管理等の業務が円滑かつ確実に行われる必要がある。

従って、本事業の民間事業者選定方式は、価格面のみならず提案内容も含めて総合的に評価する必要があるため、総合評価一般競争入札方式によることとする。

また、学識経験者を含めた男川浄水場更新事業提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、審査委員会において提出された提案書の審査を行い評価する。本市は審査委員会による提案書の審査結果と入札価格の総合評価により、最優秀提案者を選定する。

【男川浄水場更新事業提案審査委員会】

委員長	畑田 康則	愛知学泉大学 現代マネジメント学部教授
副委員長	井上 隆信	豊橋技術科学大学 建築・都市システム学系教授
委員	寺田 雄司	岡崎市 総務部長
委員	小林 健吾	岡崎市 土木建設部長
委員	吉口 雅之	岡崎市 水道局長

2 審査の手順

審査は「資格審査」と「事業提案審査」に分けて実施する。

(1) 資格審査

資格審査では入札参加者の構成や構成員の資格要件等について確認する。

(2) 事業提案審査

資格審査を通過した入札参加者についてのみ、「入札」・「基礎審査」・「加点審査」及び「総合評価」に基づく、事業提案審査を実施し、最も優れた提案を最優秀提案として選定する。

ア 基礎審査

基礎的事項に関する審査として、提案内容が基礎的事項をすべて満たしていることを確認する。これらが認められない場合は失格とする。

イ 加点審査

基礎審査を通過した提案内容について、提案内容に対する定性的事項に関する審査を行う。

ウ 総合評価と最優秀提案者の選定

入札価格に対する定量的審査と、提案内容に対する定性的審査を行い、総合評価による審査結果の得点が最も高い提案を最優秀提案として選定する。

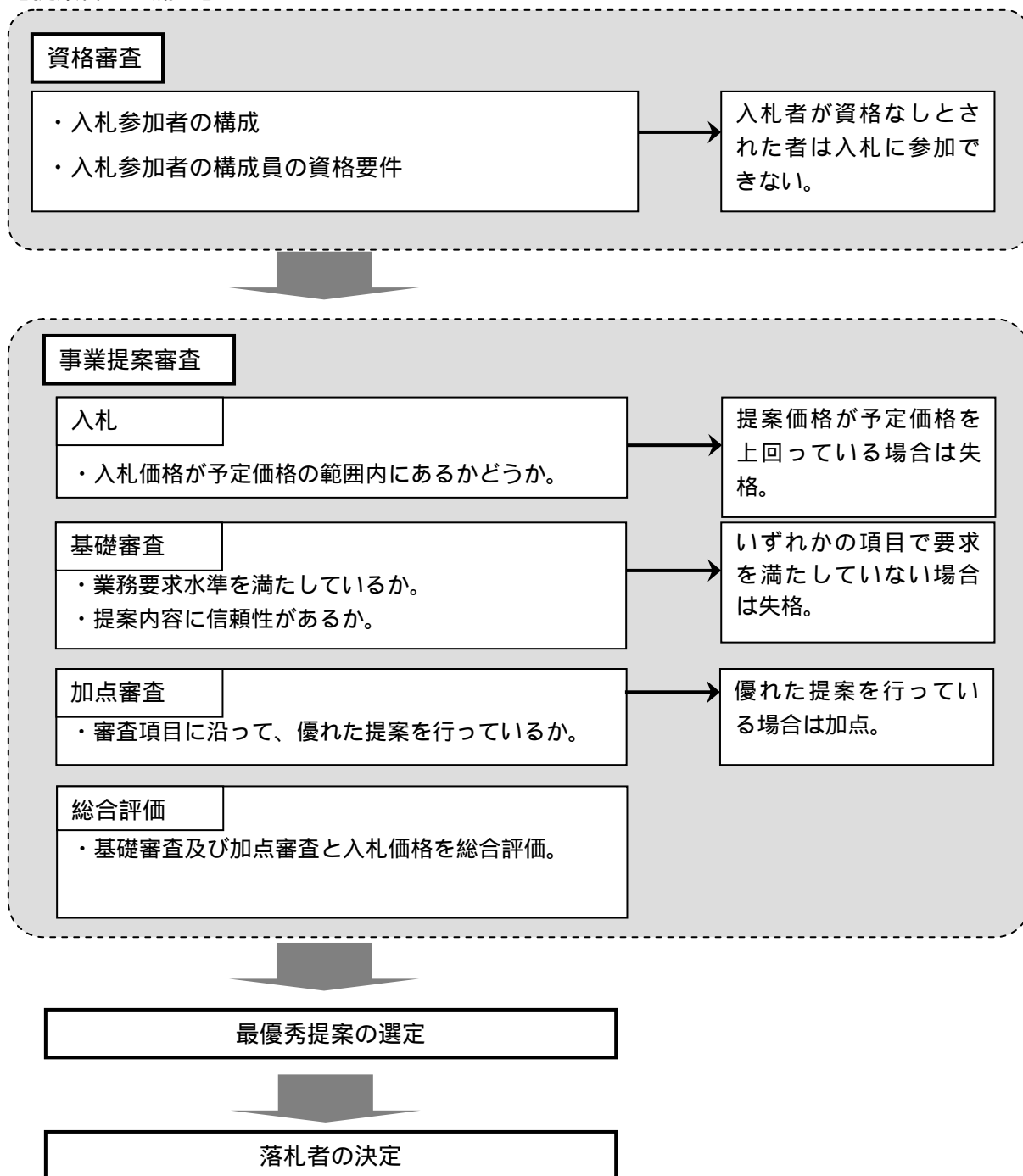
(3) 落札者の決定

本市は、提案審査委員会による審査結果を踏まえて落札者を決定する。

その後、本市と落札者は入札説明書に基づき事業契約の締結に向けた手続きを行い、落札者は契約締結により、本事業の事業者として確定する。

図1 審査の手順

【提案審査の流れ】



3 事業提案審査

(1)基礎審査

審査委員会は、提案書の内容が、基礎的事項を充足しているかどうかについて、表1「基礎的事項の審査基準」により確認を行う。基礎的事項の審査内容を満たしていない場合は失格とする。

表 1 基礎的事項の審査基準

基礎的事項		審査内容
資金・事業収支計画	特別目的会社（SPC）の内容	・ SPC の設立予定先が岡崎市内であること。 ・ SPC の資本金額が 30 百万円以上であること。 ・ 各出資者の出資比率が 10%以上であること。 ・ 入札参加者の構成員の SPC に対する出資比率が 50%を超えていること。 ・ 入札参加者の代表企業の出資比率が出資者中最大であること。
	事業費の算出根拠	・ 算出根拠が明示されていること、各提出書類の計数間の整合性がとれていること。
	実現可能性等	・ 資金調達計画・事業収支計画が具体的に示され、明らかに実現不可能なものでないこと。
施設整備業務	男川浄水場整備業務	・ 提案内容が、要求水準書に示す業務内容を網羅し、要求事項を満たしていること。 ・ 実施体制が明示されていること。 ・ 設計、建設の工程が明示されていること。 ・ 要求した施設、設備等がすべて計画されていること。 ・ 計画された施設の必要な費用が、計上されていること。 ・ 実現可能な事業スケジュールであること。 ・ 提示された整備計画が、明らかに実現不可能なものではないこと。
維持管理業務	男川浄水場維持管理業務、 場外施設等維持管理業務	・ 提案内容が、要求水準書に示す業務内容を網羅し、要求事項を満足していること。 ・ 実施体制が明示されていること。
		・ 提示された業務実施計画が、明らかに実現不可能なものではないこと。

(2) 加点審査

審査委員会は、提案内容の定性的事項は、表 2「定性的事項の評価項目と配点」に示す評価項目について、算定する。

表 2「定性的事項の評価項目と配点」(小項目の配点まで全て公表)

(1)事業全体の実施方針、実施体制	4	様式 No.
(1) - 1 実施方針	1	
ア 長期にわたる責任を持った実施方針を評価する		
・事業の確実性を維持するための考え方、運転資金が不足した場合の対応、出資者の事業への関与が維持される仕組み、事業者の責による事業の破綻を回避するための方法を評価する。	1	様式 4,6,10,11,12,13,14,15,17
(1) - 2 実施体制	1	
ア 長期にわたる責任を持った実施体制を評価する		
・構成員、協力会社の役割分担の適切さ及び明確さ、市との連絡体制、配置人員を評価する。	1	様式 -1,2,3,
(1) - 3 同類事業の実績	2	
ア 浄水場及び排水処理施設の設計実績・施工実績・保守点検実績(含む PFI 事業及び DBO 事業)を評価する。	1	様式 (別添 1)
イ その他の PFI 事業及び DBO 事業の民間事業者の実績を評価する。	1	様式 (別添 2)
(2) 男川浄水場等整備業務	52	
(2) - 1 事前調査業務	1	
ア 確実に妥当な事前調査・周辺影響調査・電波障害調査・生活環境影響調査業務について評価する。	1	様式 -3
(2) - 2 実施設計業務	7	
ア 確実に妥当な実施設計業務を評価する。		
・施設全体配置計画の合理性及び配置に伴う動線について提案の内容とその具体性を評価する。	2	様式 -4
・将来の更新時への対応について評価する。	2	様式 -4
・安心・安全に配慮した設計となっているかを評価する。(予備系列等)	1	様式 -4
・構造物基礎は、確実に周辺環境に配慮した計画について評価する。	2	様式 -4
(2) - 3 - 1 建設業務(実施体制、施工計画)	12	
ア 施設整備に係る実施体制、施工計画等を評価する。		
・確実に妥当な施工計画を評価する。	2	様式 -5,7

		・搬入路計画は、効率的で有効な計画か評価する。	1	様式 -5
		・組織が確立されており責任者が明確であり連絡体制が確立していることを評価する。	1	様式 -5
		・工事監理業務の内容・体制、工事管理業務のポイント等について評価する。	1	様式 -5
		・公共工事発生残土の有効利用は計画されているかを評価する。	1	様式 -5
		・盛土は適正に計画されているか、圧密沈下対策は、計画されているかを評価する。	2	様式 -5
		・コンクリート構造物の施工は、確実に有害なひび割れ等損傷がでない計画について評価する。	2	様式 -5
		・提案された施工計画に対して必要な費用は計上されているか評価する。	2	様式 -7,8
	(2) - 3 - 2 建設業務（周辺に配慮した施工計画）		4	
	ア	施工時における周辺への配慮を評価する。		
		・施工時における周辺環境への影響対策について評価する。	1	様式 -6
		・災害対策計画について評価する。	1	様式 -6
		・工事期間中、稼働している浄水場施設の影響について評価する。	2	様式 -6
	(2) - 3 - 3 建設業務（水質の安全性・水量の安定性を確保する施設計画）		9	
	ア	施設計画における水質の安全性・水量の安定性を評価する。		
		・異常時や緊急時及び原水到達水位の変動時における必要な浄水能力の確保対策として配慮した事項とその具体性について評価する。	2	様式 -8,23
		・沈砂池は、安定した運転が可能な構造及び容量となっているかを評価する。	1	様式 -8
		・粉末活性炭接触池は、安定した運転、効率的な運転が可能かどうか評価する。	1	様式 -8
		・急速ろ過施設（沈殿池設備、ろ過池設備）の安定した運転、効率的な運転が可能かどうか評価する。	2	様式 -8
		・排水処理施設の確実性、返送水の安全性確保等について、提案の内容とその具体性を評価する。	2	様式 -8,24
		・薬品の注入施設計画の位置及び確実性を評価する。	1	様式 -8

(2) - 3 - 4 建設業務（省エネルギー、環境保全に配慮した施設計画）		6	
ア	施設計画における省エネルギー、環境保全を評価する。		
	・水位差を有効に利用し、施設を決定しているか評価する。	1	様式 -9
	・導入する設備について環境面での配慮をした項目とその具体性を評価する。 ・設備の動力から発生する二酸化炭素排出量を評価する。 ・電気使用の効率化による節電方法について評価する。	3	様式 -9,44
	・脱水ケーキの有効利用を実現するための設備計画の工夫について評価する。	1	様式 -9
	・新エネルギー設備の設置について評価する。	1	様式 -9
(2) - 3 - 5 建設業務（人員の省力化に資する施設計画）		3	
ア	施設計画における人員の省力化を評価する。		
	・浄水場運転管理の省力化が、図れる設備となっているか評価する。	1	様式 -10
	・計装管理設備・電気設備は、機能性及び維持管理性を評価する。	1	様式 -10
	・中央監視設備は、対象施設を適切に運営できる中央監視の役割の明確化、中央での操作内容等について、提案の内容とその具体性・操作性を評価する。	1	様式 -10
(2) - 3 - 6 建設業務（その他）		8	
ア	上記審査項目の他に送水ポンプ、自家発電設備、管理棟、備品・その他について評価する		
	・送水ポンプ等ポンプ設備の機能性について評価する。	1	様式 -11
	・自家発電設備の性能及び操作性について評価する。	1	様式 -11,44
	・管理棟の機能性について評価する。	1	様式 -11
	・構造物の外装や外観等の仕上り精度について評価する。	1	様式 -11
	・水源の切替方法と試運転についての提案を評価する。	1	様式 -11

		・備品設置の内容等について評価する。	1	様式 -11
		・その他建設業務に関する優れた提案を評価する。	2	様式 -11
	(2) - 4	工事監理業務	2	
	ア	确实で妥当な工事監理業務	1	様式 -12
	イ	鉄筋コンクリート施工時に确实な管理を行い記録する手段について評価する。	1	様式 -12
	(3)	男川浄水場維持管理業務	25	
	(3) - 1 - 1	保守点検業務（実施体制）	2	
	ア	保守点検業務に係る実施体制を評価する。		
		・実施体制の中に維持管理の実績を持つものを担当者としているか評価する。	1	様式 -13
		・維持管理に配置する要員の構成や資格取得者の配置人数等に対して、具体的数値や管理体制や指揮系統等の方法を評価する。（浄水処理の保守点検・修繕、排水処理の維持管理及び場外施設の維持管理に関する提案）	1	様式 -13
	(3) - 1 - 2	保守点検業務（市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画）	7	
	ア	市の実施する運転業務への配慮等保守点検業務の実施計画を評価する。		
		・原水水質及び水量の変動を考慮した各処理工程管理について留意した事項について評価する。	1	様式 -14
		・薬品設備の各工程の管理目標値等について留意した事項について評価する。	1	様式 -14
		・市の運転員の構成や配置人員を考慮した具体的な設備計画及び管理計画について評価する。	1	様式 -14
		・市の運転員の資質向上に向けた提案内容を評価する。	1	様式 -14
		・排水処理設備との連携について評価する。	1	様式 -14
		・安全性の確保に配慮した保守点検業務内容を評価する。	1	様式 -14
		・日常及び定期点検についての提案内容について評価する。	1	様式 -14
	(3) - 2	修繕業務	2	
	ア	修繕業務の適切性を評価する。		

	・修繕頻度の低減を考慮した機器選定を行っているか、修繕記録の分析及び更新への利用方法について評価する。	1	様式 -15
	・修繕の具体的提案について評価する。	1	様式 -15,45
(3) - 3	災害及び事故対策業務	4	
	ア 災害対策及び事故対策の適切性を評価する。		
	・災害対策及び事故対策、災害対策拠点としての提案内容を評価する。	1	様式 -16
	・浸水対策の提案を評価する。	1	様式 -16
	・災害協定及びその他支援について評価する。	1	様式 -16
	・住民への事業説明方法及び地元配慮について評価する。	1	様式 -16
(3) - 4	植栽管理業務、清掃業務、保安業務	1	
	ア 植栽管理業務の適切性を評価する。	1	様式 -17
	イ 清掃業務の適切性を評価する。		様式 -17
	ウ 保安業務の提案内容を評価する。		様式 -17
(3) - 5	排水処理施設運転管理業務	1	
	ア 排水処理施設業務の適切性を評価する。	1	様式 -18
(3) - 6	脱水ケーキ有効利用業務	4	
	ア 脱水ケーキ有効業務の適切性・確実性等を評価する。		
	・有効利用の内容やスキームについて評価する。	2	様式 -19
	・有効利用の確実性を評価する。	2	様式 -19,41,42,43
(3) - 7	施設見学対応協力業務	1	
	ア 施設見学における協力業務の提案内容を評価する。	1	様式 -20
(3) - 8	事業終了時の引継ぎ業務(場外施設等維持管理業務含む)	1	
	ア 事業終了時の引継ぎ業務の提案内容を評価する。	1	様式 -21
(3) - 9	その他維持管理業務に関する提案	2	
	ア その他維持管理業務に関する優れた提案を評価する。	2	様式 -22
(4)	場外施設等維持管理業務	6	
(4) - 1	場外施設保守点検業務	3	
	ア 場外施設保守点検の提案内容について評価する。	2	様式 -36
	イ 災害対策及び事故対策の提案内容を評価する。	1	様式 -36
(4) - 2	簡易水道施設保守点検業務	3	
	ア 簡易水道施設保守点検業務の提案内容について評価する。	2	様式 -37
	イ 災害対策及び事故対策の提案内容を評価する。	1	様式 -37

(5) その他の評価項目		13	
(5) - 1 リスクに対する対応(リスクに対する認識と顕在化防止策)		4	
ア リスクに対する認識と顕在化防止策を評価する。			
・ 緊急時の体制について提案内容と具体性を評価する。		1	様式 -38, -16
・ リスクの把握及び分担、リスク対応策についてその内容と具体性を評価する。		1	様式 -38, -16
・ 機器類の事故対策として、監視制御設備の信頼性について実績や具体性を評価する。		1	様式 -38, -16
・ 薬品漏洩事故に対する対策を評価する。		1	様式 -38, -16
(5) - 2 モニタリング方法		2	
ア モニタリング方法の内容を評価する。			
・ 適切なセルフモニタリングのため、業務の実施プロセス及び結果の把握方法、業務受託企業を要求水準達成に向かわせる仕組み、要求水準未達が継続した場合の対応方法、市が行うモニタリングとの整合が図られているかについて、内容とその具体性を評価する。		2	様式 -39, -5
(5) - 3 地域経済への配慮		7	
ア 地域経済への配慮を評価する。			
・ 地元企業の事業への参画程度(S P C に構成員として参画、S P C に協力企業として参画、下請け会社として参画) を評価する。		3	様式 -40
・ 地元企業への発注額を評価する。		2	様式 -40
・ 地元からの新規雇用を確保することを評価する。		1	様式 -40
・ 地元企業以外の者が地元から調達する資材等の金額を評価する。		1	様式 -40
計		100	

提案内容を得点化する際は、定性的事項の評価項目ごとに、表3「定性的事項における評価区分と算定方法」に示すAからDの4段階のいずれかに評価する。

表3 定性的事項における評価区分と算定方法

評価区分	評価の意味合い	算定方法
A	非常に優れている	配点 × 1.0
B	優れている	配点 × 0.7
C	やや優れている	配点 × 0.3
D	要求水準を満たしている	配点 × 0

(3)総合評価と最優秀提案者の選定

下記の計算式で総合得点の最も高い提案を最優秀提案として選定する。

$\text{総合得点} = \text{定性的審査の得点（100点満点）} / \text{入札価格}$

4 落札者の決定

岡崎市は、審査委員会の審査結果を踏まえ落札者を決定する。

なお、最優秀提案が同点の場合には、提案者によるくじ引きにより落札者を決定する。